

## (16) 食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格

食品衛生管理者・食品衛生監視員は厚生労働省により認定される任用資格である。

本学栄養学部栄養学科は、食品衛生管理者・食品衛生監視員の養成校であり、別に定める科目を修得して本学を卒業した場合、任用条件を満たすことができる。

編入学における食品衛生管理者および食品衛生監視員の指定科目の単位認定は、編入学前に食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設で履修した科目のみ認定することができる。詳細は、学科ガイダンス等で説明を行う。